

社会福祉法人あゆみ園役員等の報酬規程の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ園役員等の報酬規程（以下「規程」という。）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(算定方法及び支給額)

第2条 法人の経営状況が改善するまでの間、規程第2条第2項の規定にかかわらず、報酬の額を次の通りとする。

理事長	月額	10,000円
理事・監事・評議員	理事会、評議員会又は監事監査への出席報酬	
	評議員選任・解任委員会への立会出席報酬	1日5,000円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会への出席報酬	1日5,000円
第三者委員	会議等への出席報酬	1日5,000円
その他法人運営に関する会議等	への出席報酬	1日5,000円

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。